

「火薬類取締法令集」の(令和二年度版)令和2年5月30日発行と(令和三年度版)令和3年5月30日発行に誤った記載がございました。お客様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。

### 「火薬類取締法令集（令和二年度版）」 正誤表

| 区分 | 番号 | 修正箇所                          | 誤  | 正  |
|----|----|-------------------------------|--|--|
| 規則 | 1  | P103 下段 右から5行目<br>(施行規則第二十五条) | 四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの<br><u>入口には</u> 、盗難を防止するための措置を講ずること。 | 四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの<br><u>入口には、鉄扉を設け</u> 、盗難を防止するための措置を講ずること。 |

なお、P223 下段 施行規則第二十五条第四号の例示基準の条文にも同じ誤りがありますので、上記の正誤表を参照してください。

### 「火薬類取締法令集（令和三年度版）」 正誤表

| 区分 | 番号 | 修正箇所                          | 誤  | 正  |
|----|----|-------------------------------|--|--|
| 規則 | 1  | P105 下段 右から5行目<br>(施行規則第二十五条) | 四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの<br><u>入口には</u> 、盗難を防止するための措置を講ずること。 | 四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの<br><u>入口には、鉄扉を設け</u> 、盗難を防止するための措置を講ずること。 |

なお、P242 上段 施行規則第二十五条第四号の例示基準の条文にも同じ誤りがありますので、上記の正誤表を参照してください。